

# ドイツにおける法曹教育

ケックサル・シャーヒン

1. 本稿の理由
2. はじめに
3. ドイツ理解による法曹の理想像
4. 法曹養成に関する法的環境
5. 大学法学部教育
6. 実務修習教育
7. ノルトライン・ヴェストファーレン州の2020年の法曹養成改革法案
8. おわりに

## 1. 本稿の理由

私は10年前に同志社大学の法学部・法科大学院での Marutschke 先生の助力により初めてドイツ法曹教育について講義を行う機会を得た。当時、私はドイツにおける日本法律研究所の研究員であり、日本の学生たちに、私自身も経験したドイツ法曹教育に関して講義し、共通点と相違点を説明することは光栄であった。2020年、同志社大学の学生による欧州研修旅行がコロナ危機のため実施されなかったため、オンライン講義をもって法曹教育について発表する機会が再度あった。本稿をもちまして、このような機会及び日本での経験だけでなく、あたたかいご指導と激励を賜った Marutschke 教授に深く感謝申し上げます。そして、先生のためまぬ支援と信頼に対し幸甚に存じます。今後ともご活躍とご幸運をお祈り申し上げます。

## 2. はじめに

ドイツにおいて、法曹養成制度の重要な改革は2002年の法曹養成制度改革法<sup>1)</sup>により成立された。これにより、法曹教育の関連する法律「以下具体的に説明される」が改正され、各法は2003年に発効した。この法曹教育改革については、日本の法律学及び法律実務の分野において、研究や論文が多い<sup>2)</sup>。

理由としては、同時に日本において法科大学院制度の導入に代表される法曹養成制度の改革が進行中であったことが挙げられる。それでも、日本における法曹養成制度は、Marutschke 先生の20年前に出版された論文「ドイツから見た日本の法曹教育」<sup>3)</sup> で述べたように、日本とドイツの法曹教育はその体系と歴史面において基本的に異なる。結果的に日本の法曹養成制度は2004年に全面的に改革されてから16年が経過したが、その新教育制度はまだ物議を醸している<sup>4)</sup>。

ドイツ新法曹養成制度から現在18年以上、変更がなかったが、2014年、2016年、2017年、2019年には、ドイツの各州の法務大臣が、ドイツ全土での司法試験の調和に関する勧告を行った。これに先立って、各州の研修・試験規則の詳細な比較が行われた。ドイツは連邦国家であるから、法曹教育権は各州に属する。このため、本勧告を応じて2020年6月にノルトライン・ヴェストファーレン州「Nordrhein-Westfalen、本稿では NRW と呼称する」は初

- 
- 1) ドイツ語で Gesetz zur Reform der Juristenausbildung であり、2002年7月17日に公布された。
  - 2) 例えば、折登美紀「ドイツにおける法学教育（一）—近年の動向を中心に」福岡大学法学論叢2014、3頁、同じ「ドイツにおける法学教育（二）—近年の動向を中心に」福岡大学法学論叢、2015、4頁、藤田尚子「ドイツの法曹養成制度」2011年法曹養成対策室報 No.5、多田利隆「研究ノート：ドイツにおける法曹養成」西南学院大学法学論集 49（2＝3）1-27 2017年等。
  - 3) Hans Peter Marutschke「Juristenausbildung in Japan - aus deutscher Sicht」立命館法学論集 18号2001年、87頁。
  - 4) 日本の法曹養成制度改革に関しては：中田邦弘「Die große Reform des juristischen Ausbildungssystems in Japan」ZJapanR 2004年18号148頁。

の連邦州として法曹養成改革の二番目の法案を提出した<sup>5)</sup>。この法案によると、法曹教育と司法試験をさらに接近させ、連邦領内のすべての卒業生の機会均等を促進するために、NRW州の法曹教育に関する法律を必要に応じて改正し、本州での修習をより魅力的なものにし、柔軟性、国際性、未来志向を継続させるために、州ごとのアクセントを設定することが予定である。本稿では、ドイツ法曹養成制度を最近の動向を背景に表明し、又その方向性を示すことの目的とする。その際、まずドイツ法曹養成制度の説明をし、その後NRW州の新法学教育改革法案を俯瞰する。最後に、コロナ危機がドイツの法曹養成に与えた影響について考察する。なお、上記のとおり、ドイツ法曹養成制度について論文が多いため、下記の内容は重複している可能性があることについてはご留意頂きたい。

### 3. ドイツ理解による法曹の理想像

まず、法曹教育のモデルについて、ドイツではすべての法曹が同じ教育を受けなければならない。裁判官、行政官、検察官、弁護士、会社法務部弁護士、大学教授など、民法、刑事法、公法などに関係なく、どの弁護士も同じ修行の道を歩んでいることが必要となる。ドイツの法曹教育を特徴づける基本的な考え方に、いわゆる法曹一元「Einheitsjurist」というものがある。最後の訓練を受けた法曹は、最終的に司法サービスに惹かれているのか、自営業の弁護士になりたいのか、行政や会社で働きたいのかを最後の訓練を受けた後で決めなければならない。この点で、ドイツの法曹教育は、裁判官には別個で養成があるフランスのモデルとは異なるが、英国の伝統的に法廷で活躍する「Barrister」と、法律顧問として活動する「Solicitor」を区別しているモデルとも異なる。これに対して、ドイツでは、法曹一元になるための訓練は、裁判官をモデルにしたある種の理想に従っているため、すべての法曹

---

5) Zweites Gesetz zur Änderung des Juristenausbildungsgesetzes Nordrhein-Westfalen, Referentenentwurf der Landesregierung, Vorlage 17/3924, 22.06.2020.

には裁判官職就任資格「Befähigung zum Richteramt」が必要となり、弁護士になりたい人は、裁判官の資格も取得しなければならない。

ドイツ法曹養成の歴史を見ると、19世紀には、法曹養成は、裁判官になるための養成か、行政の高官である大臣になるための養成かという論争があったが、結局裁判官は法曹の指導者であるという見解が優勢になった<sup>6)</sup>。裁判官モデルの決定により、ドイツの法曹教育は法律の適用に焦点を当てているが、立法には焦点を当てていないとは言える<sup>7)</sup>。研修の焦点である良い法律をどう作るかではなく、出来合いの法律をどう応用していくかが問われているのである。一方、立法は、法律学が限定的な判断しかできない政治的行為とされている。裁判官の指導原理は、このように、弁護士の訓練は、肯定的な法律に向かって、どのような法律が与えられるべきであり、法律が全く法律であるかどうかの問題に向かってより少ない方向に向けられているという事実につながる。この裁判官モデルは、今日では議論の余地がない。今日の法学部生の多くは、訓練後に裁判官ではなく弁護士になるから、法曹のための学生をより多く準備するための教育を求めようになった。確かに若い弁護士は長い教育を受けていたため、判決文を書くことはできても、弁論や契約書を書くことはできず、修辭的にも戦術的にもたくみに利益を代表することはできなかった。法曹養成制度改革の後に弁護士としての仕事のための教育も準備されて、それにもかかわらず、ドイツの法曹の理想像は、依然として裁判官のモデルを志向している。

---

6) Frank L. Schäfer, Grundlegung der Juristenausbildung im 19. Jahrhundert [19世紀の法曹教育の基礎] GreifRecht 2013年、91頁。

7) 簡単に言えば、本モデルに応じて法曹教育は、司法を行うことを意味する「Recht sprechen」、法曹を養成するという目的を追求し、法曹は個人の利益であれ、一般の人々の利益であれ、特定の利益に目を配るだけでなく、異なる利益を計量しなければならないということである。弁護士の教育は、異なる利害が対立した場合に公正な解決策を見出すために、中立的で不偏不党の立場をとるように訓練すべきである。裁判官は、自分に与えられた議論や法的見解を計量し、評価するように訓練されなければならない。彼は利害を無視して行動すること、より正確には、正当に決定することのみ関心を持つことである。

#### 4. 法曹養成に関する法的環境

ご存知の通り、ドイツ連邦共和国「Bundesrepublik Deutschland」は、多くの任務を連邦政府ではなく、各州が行っている連邦国家である。教育に関する事柄は、連邦ではなく州の管轄する事項であり、教育権は各州に属し、教育内容について決定する。教育に関しては、伝統的に州の有する文化高権「Kulturhoheit」の一つとされており、連邦レベルの法は、教育に関する基本的事項を定めるにとどまっている<sup>8)</sup>。このことは、法曹養成にも表れている。ドイツ連邦共和国では、法曹教育は各州によって規制されている。そのため、ドイツの教育や試験制度は完全に均質ではないが、基本的な構造はすべての連邦州で同様である。ドイツ憲法「Grundgesetz」は、高等教育機関の認可と廃止を連邦の専権の管轄事項と定め、大学綱法「Hochschulrahmengesetz」は高等教育に関する基本的理念と基本的枠組みを定める。この基本的な構造によれば、法曹教育は、大学での学術教育、また司法修習生として実務教育に分かれている。これらの各段階は、国家試験で締めくくられる。第2次国家試験「Staatsexamen」に合格した者のみが弁護士の資格を有する者「Volljurist」と呼ばれ、これにより裁判官の職に就く資格が与えられる。大学教育卒業のため第1次国家試験を合格した者は、既に、例えば、経営者やジャーナリスト、外交官、企業の法務部において働くことができる。しかし、弁護士、裁判官または検察官として働くことができるためには、第2回の国家試験に合格しなければならないのである。

導入で述べた法曹養成制度改革法に基づき、同時に改正された三法は①上記の大学綱法、②法曹養成教育と関連があるドイツ裁判官法「Deutsches Richtergesetz」及び③連邦弁護士法「Bundesrechtsanwaltsordnung」である。この三法のうち、法曹資格試験制度は裁判官法での裁判官職への就任資格を

---

8) 詳しく折登美紀「ドイツにおける法学教育（一）—近年の動向を中心に」福岡大学法学論叢 2014、59、5頁。

定めた第5条から第5d条まで規定されている。日本の法曹教育では、司法試験と、その合格に引き続いて行われる司法修習、及びその終了時に行われる一般に2回試験と呼ばれる試験に合格することによって法曹資格が得られる。ドイツ裁判法第5条1項に書かれているように、ドイツにおいても、同様の制度があると言える。その第5条1項によると裁判官職に就任する資格は、大学において法学教育を受けた者が、第1次国家試験「1.Staatsexamen」に合格し、引き続いて実務修習「Vorbereitungsdienst」に従事した後、第2次国家試験「2.Staatsexamen」に合格することにより得られる。また第5条2項で司法試験は、大学による重要科目試験と国による必修科目試験により構成されると規定とする。これらの規定がドイツ法曹の理想像を反映する。

## 5. 大学法学部教育

ドイツ裁判官法第5a条1項による、大学における就学期間は4～5年とする。ただし、学籍登録の数に上限はないので、この期間は、大学における重要科目試験及び国による必修科目試験受験認可を受けるのに必要な業績を上げたことを証明した場合には、短縮する可能性がある。州立大学「公立」において学費がかからないことも大きな原因となって、学生が5年以上の長期にわたって在学することが問題とされてきた。また、ドイツに私立大学もいくつかあるから、本大学での教育はかなり高額の学費がかかる<sup>9)</sup>。これらの大学に参加したい学生はローンを組んだり、奨学金を申し込むことが可能である。

法学教育で法律を学ぶことは、中世にイタリアのボローニャ大学でローマ法を受け入れて成立したヨーロッパ大陸の伝統に対応している。この観点を考慮して、またEU加盟各国の20年前に出されたボローニャ宣言もドイツの大学教育制度に影響を及ぼした。本宣言は法的拘束力があるものではないが、

---

9) 私立大学のうち一番の有名なのはBucerius Law Schoolである。

ドイツ大学大綱法において国際的に認知度も普及度も高い学士「Bachelor」と修士「Master」と言う二段階の学修定額を導入し、教育制度標準化に向けた法的基礎を与えたが、法曹教育向けについては、このような変更がなかった。いわゆるボローニャ・プロセスにおいてEU内で法曹教育を統一しようとする意図によって、2011年のドイツ司法相会議によって法学部の学習過程への変更を認めない旨の決定を下した<sup>10)</sup>。理由の一つとしては、現在の法曹教育の試験が国家試験で、これに対して高い学士や修士は大学試験であることだと考えられる。大学受験の場合、学位取得のための要件を決めるのは多かれ少なかれ自由である。何よりも、原則として大学関係者のみが試験官である。国家試験の場合は、法律で受験要件が定められている。試験は大学が行うのではなく、国の機関が行う。この権限は法務大臣に従属し、各州法試験の試験官は、大学教授だけでなく実務家、特に裁判官、検察官、行政書士などである。専門資格としての国家試験の要件は、すでに説明したように、法教育の指針が裁判官であること、すなわち国家の課題として理解されていることと結びついている。そのため、国は裁判官の資格そのものも確認しなければならない。近年、連邦州は試験の一部を大学に実施させる方向に移行している。その結果、大学側が基礎的な科目で学生自身が受験する権利を持つようになった。この部分は国家試験の成績の30%を占めている。

この制度に対して、ローマ法を受けていなかった英国では、法曹教育は大学ではなく、法科大学院「Law School」で行われる。今日に至るまで、英国では、法律専門職の資格を得るために大学法学部の学位は必須ではない。大学が研修を引き継ぐのか、法科大学院が研修を引き継ぐのかは、組織的な問題だけではなく、弁護士セルフイメージにも関係してくる。大学は科学を追求していると主張している。したがって、法律上の問題の解決、すなわち価値ある問題の決定は、科学的に、すなわち厳格な方法論と合理的に正当

10) 詳しくボローニャ・プロセスに関して折登美紀「ドイツにおける法学教育（一）—近年の動向を中心に」福岡大学法学論叢2014、59、7～8頁。

化された真実の主張によって習得できると想定されている。法科大学院での教育は、法律は慎重さの教義であることを前提としている法の賢慮の意味する（ラテン語で *prudencia* と言う）、ここでは修辞と交渉のスキルは、教育の中でより大きな場所を取る<sup>11)</sup>。

法律学課程が、ドイツの法学部におけるそれぞれの学習の中核を提供している。学習は原則として㊦基本教育「Grundstudium」と㊧重点教育「Schwerpunktstudium」の2つに分かれる。ドイツ裁判官法第5a条2項による、大学教育の対象は、必修科目と選択科目であり、また法学に関する外国語の語学コースに参加したことを証明しなければならない。各州法により、語学に関する専門知識を他の方法により証明することができる。

基本教育中に必修科目「Pflichtfach」を学ぶ。これらには、法の歴史、法の哲学、法の社会学が含まれるが、経済学や政治学の科目はごくわずかである。また、民法・刑法・公法の科目をほぼ同程度の範囲で履修しなければならない。民法では、民法、特に義務法と財産法、民事訴訟法が、刑法では、実質的な刑事法と刑事訴訟法及び公法では、憲法、行政法、ヨーロッパ法などが含まれる。講義では、いわゆる研究会が提供される。ここでは、学生の少人数のグループにまとめられる。この小さなグループにおいては、学術助手及び上級学術助手が講義内容をより深く教える。そこでは、実務上生じる事案の解決にとって必要な既に得られた能力を適用できるようにすることが重要とされている。講義とともに、基本教育の中には、民法、公法及び刑法の問題演習が提供されている。この問題演習という授業においては、学生は、実務上生じる事例に法を適用する能力を習得する。ここでは、とりわけ、授業外の起案「Hausarbeit」を作成することになる。その加えて、いわゆる専門演習「セミナール」がある。ここでは、学生は、自身に与えられたテーマを学問的に検討する機会が与えられる。この研究の成果は、20～30頁の分量

11) Marco Haase, Die Juristenausbildung in Deutschland [ドイツにおける法曹教育] 2013年, 3頁。



で作成され、それが添削され、口頭による報告とその後の議論がなされる。ゼミナールに参加することは、多くの学部においては、重点領域における学生のレポートを作成することができる前提条件とされている。とりわけ、学生は授業が実施されない期間（いわゆる学期休み）において、全体として少なくとも3ヶ月にわたって、裁判所及び行政機関で実習をしなければならないことが定められている。この実務修習の期間には、法律家として活躍していくための認識が得られるといわれている。

重点教育に関しては、各大学法学部は、その学部の特徴を反映した科目を重点科目として提供できる。基礎法科目を重点領域として、基礎法の理解の深化を図るものもあれば、経済実務志向型の科目や国際性に富む科目を重点科目とし、弁護士実務や法曹のグローバル化への対応を図るものもある。これで、法曹資格者の多様化に対応するとともに、大学の授業と国家試験の違いを防止すべきである。また、選択科目「Wahlfach」や、数年前から会社法、独占禁止法、著作権法、国際法などのより専門性の高い分野や、ローマ法、犯罪学、比較法、憲法史などの基礎科目のいわゆる集中講義がある。選択科目を通じて、学生は学習中に特定の焦点を設定することができるので、すでにある程度の専門化が行われている。しかし、その焦点は、後の専門家の実践にとっては、未だそれほど重要ではない。在学中に特に国際法に興味を持った人でも、後に難なくビジネス弁護士になることができる。また、ドイツ裁判官法第5a条3項による、この選択科目にかかわらず、実務につながる、対話指導、修辭学、紛争調停、交渉マネジメント、文章作成、調停、仲裁等の Key Qualification を含むものでなければならない。

多くの大学では、2年目の修了時に中間試験「Zwischenprüfung」がある。実際に、裁判官法では中間試験の規定がないが、各州によっては、中間試験の合格を大学試験の受験資格としている例もある。このことは、一方では、学習の際に得られた成果及びそれぞれの法学部の特色をより強く第一次試験に反映させようとする背景によってなされている。他方では、学生の特色を

より早い段階で区分けさせようとするものと言われている。ここで、約10～15%の学生が脱落するとされており、早い段階で、一定の選別が可能となっている。

それゆえに、学生もまたこの試験のために1年間準備をする。この準備段階は、多くの学生にとっては、非常にストレスがたまり、時間がかかるものである。大学教育はどちらかというと科学的志向だが、国家試験は実践志向なので、大学教育が国家試験対策に最適とは限らない。法学部の授業では、1つのテーマを深く掘り下げるが、法律相互の関係や試験の書き方は教えてくれない。法学部の教育だけでは、実質的には試験を受ける能力を得られないのが実情である。そのため、大学とは無関係に、いわゆる予備校「Repetitorium」が存在する。その予備校とは、試験に関連した教材を繰り返す先生のことである。原則として、学歴を偽らずに有償で受験生を準備する弁護士である。このコースは、通常6ヶ月から12ヶ月間、毎月150～280ユーロを払っているようであり、試験教材の全てを繰り返し受講し、多くの学生が試験前に繰り返し受講している。

ドイツ裁判官法第5d条1～3項で定めるように、法学教育は、そこでの学習の全てが対象とされている第1次国家試験に合格することで終了する。法曹養成改革に応じて、今日では国家試験は各州による義務的な試験と大学の重点領域に分けられるが、この割合の配分は、それぞれの州法の多様性ゆえに、各州によって異なる。州の義務的な試験は個々の州によっては統一的である。その得点においては、国家試験としての必修試験合格の結果と大学による重要科目試験の結果反映し「ドイツ裁判官法第5d条2項によれば、国家試験としての必修試験合格の結果は70%、大学による重要科目試験の結果は30%に限り」、証明書は、各州により与えられる。出題範囲は、大学で就学した必修科目の各科目と大学で選択した重点科目である。各州の試験は各州の司法試験事務局が所管する。試験の試験方法を決定する権限も各州政府にあるので、試験において、口述試験「mündliche Prüfung」と質疑応答「Prüfungsgespräch」、小弁論「kurz Vortrag」を使い分ける。小弁論で短い

事案が1時間で学生より準備され、10～12分の間に結果を講説しなければならない。この試験は、8つか9つの起案と口述試験に分けられ、試験はドイツの立場から見ると極めて厳格である。司法試験における試験の種類と成績評価に占めると、表1のようになる。

約25～30%の学生はこの試験には合格しない。受験回数は原則2回まで、合格率は大体70～75%である。しかし、早く勉強を終えた人には、もう一回、いわゆる「Freischuss」という試みが与えられる。この試験に合格しても、成績に満足していない人は、通常の最初の試験を継続して受けることができる。2回目の受験では、再び約10%が合格できず、学位を持たずに大学を去ることになる。また、国家試験前に勉強を中途退学してしまう生徒が非常に多い。2018年度司法試験参加者のうち Freischuss した方を見ると、表2のようになる<sup>12)</sup>。

国家試験と大学による試験は司法的、行政的と法助言の実務を考慮したものであって、必要な基準としての品質を有するものでなければならない。試験内容と試験成績評価の統一性は、確保されなければならない。連邦法務大臣は、連邦参議院の同意を要する法律により、個々の試験の得点と試験全体についての総得点を定める権限を有する。成績評価はドイツにおいては極めて慎重である。最も優秀な評価「sehr gut」は、実際のところは、ほとんど存在しない。秀の評価「gut」はせいぜい合格者の凡そ3%ほどである。優秀の評価「vollbefriedigend」はさらにおよそ10%ほどである。それゆえに、この評価は、第一次試験の後に進む平均以上の資格付与としての証明書となる。それゆえに、またこの合格という評価「特に優秀」はたいていの州では裁判官になるための条件とされる。試験の合格証明書は、大学による重要科目試験に合格したという結果と、国家試験としての必修科目試験に合格したという結果に加えて、総得点を示すものである。成績別の分布を紹介すると、表3のようになる。

---

12) 法曹教育に関する統計表を担当する連邦司法庁「Bundesamt fuer Justiz」によると、2018年の法曹教育統計表は最終の統計表であり、2019年の統計表は現在のところ準備中である。以下の統計表のすべては連邦司法庁のものである。

表1 司法試験における試験の種類と成績評価に占める比重の概観

	試験の種類	種類ごとの比重
バーデン・ヴュルテンベルク	- 筆記試験6問	70%
	- 口述試験	30%
バイエルン	- 筆記試験6問	75%
	- 口述試験	25%
ベルリン	- 筆記試験7問	63%
	- 口頭試問合計	37%
	「口頭弁論13%、質疑応答24%」	
ブランデンブルク	- 筆記試験7問	63%
	- 口頭試問合計	37%
	「口頭弁論13%、質疑応答24%」	
ブレーメン	- 筆記試験6問	2/3
	- 口述試験	1/3
ハンブルク	- 筆記試験6問	75%
	- 10分の小弁論、質疑応答	25%
ヘッセン	- 筆記試験6問	2/3
	- 口述試験	1/3
メクレンブルク・フォアポメルン	- 筆記試験6問	2/3
	- 口述試験	1/3
ニーダーザクセン	- 筆記試験6問	64%
	- 口述試験	36%
ノルトライン・ヴェストファレン	- 筆記試験6問	60%
	- 口述試験	30%
	- 10分の小弁論	10%
ラインラント・プファルツ	- 筆記試験6問	2/3
	- 口述試験	1/3
ザールラント	- 筆記試験6問	70.59%
	- 口述試験	29.41%
ザクセン	- 筆記試験6問	2/3
	- 質疑応答	1/3
ザクセン・アンハルト	- 筆記試験6問	60%
	- 口述試験	40%
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	- 筆記試験6問	2/3
	- 口述試験	1/3
チューリンゲン	- 筆記試験6問	65%
	- 口述試験	35%

表2 2018年度司法試験における Freischuss の概観

州名	Freischuss として 参加した試験者(人)	合格者 (人)	合格者 (%)
バーデン・ヴュルテンベルク	325	271	83.4
バイエルン	604	436	72.2
ベルリン	451	390	86.5
ブランデンブルク	121	87	71.9
プラーメン	48	27	56.3
ハンブルク	262	229	87.4
ヘッセン	298	234	78.5
メクレンブルク・フォアポメルン	35	24	68.6
ニーダーザクセン	223	196	87.9
ノルトライン・ヴェストファレン	1,783	1,388	77.8
ラインラント・プファルツ	168	117	69.6
ザールラント	36	31	86.1
ザクセン	179	141	78.8
ザクセン・アンハルト	102	90	88.2
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	108	76	70.4
チューリンゲン	46	31	67.4
計	4,789	3,768	78.7

表3 2018年度司法試験合格者の成績別一覧

成績	人数 (割合%)
sehr gut (特に優れた成績)	24人 (0.3%)
gut (平均よりも著しく良い成績)	574人 (6.1%)
vollbefriedigend (平均よりも優れた成績)	2,648人 (28.4%)
befriedigend (平均的な要求水準にかなう成績)	4,342人 (46.5%)
ausreichend (平均には届かないが、一応満足できる成績)	1,750人 (18.7%)
計	9,338人 (100%)

これで各州の2018年度司法試験合格者の成績別を見ると、次のようになる。

州名	合格者	合計	女性枠(人)	女性枠(%)
バーデン・ヴュルテンベルク		1,447	821	56.7
バイエルン		1,995	1,181	59.2
ベルリン		652	381	58.4
ブランデンブルク		242	146	60.3
ブレーメン		107	62	57.9
ハンブルク		486	268	55.1
ヘッセン		708	434	61.3
メクレンブルク・フォアポメルン		60	32	53.3
ニーダーザクセン		631	347	55.0
ノルトライン・ヴェストファレン		1,763	1,036	58.8
ラインラント・プファルツ		442	258	58.4
ザールラント		104	65	62.5
ザクセン		264	150	56.8
ザクセン・アンハルト		188	97	51.6
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン		161	93	57.8
チューリンゲン		88	52	59.1
計		9,338	5,423	58.1

## 6. 実務修習教育

第1次国家試験終了後、裁判官法第5b条1項に定めるところによれば2年間の実務修習教育が始まる。ドイツでは、一般に公務員に就任して実務修習を受けることを要求する。連邦公務員権利統一枠法において、高級官職の場合には実務修習は3年であるのに対し、中級官職は2年とされる。したがって、司法試験の場合の実務修習期間は中級官職相当であることになる。修習生は、2年間雇用されるが、通常は全くこの裁判所で働くことはない。むしろ、裁判所・検察庁・行政で、弁護士と一緒に、様々な局を通過する。

修習中、修習生は実務に慣れる予定で、修習期間は、通常裁判所で5ヶ月「1ヶ月間入門セミナーが行われる」、検察官もしくは刑事裁判所で3ヶ月、

行政官庁で3ヶ月<sup>13)</sup>、弁護士事務所で9～10ヶ月、また第2次国家試験後に選抜場所で修習時間は3ヶ月になる。弁護士事務所での修習期間の期間が比較的長くなっているのは、卒業生の約90%が弁護士として就職することへの反動である。この点で、裁判官としての資格取得の指針から一部逸脱していることを示す。各州法において、弁護士の下で教育を受ける以外にも、公証人や企業、団体でも可能である。必修要請機関とは別に養成期間中に、養成講習課程を、合計3ヶ月設けることを予定しなければならない。養成教育は、適切な内容においては、外国の養成機関ないし外国弁護士の指導の下で行うことができる。実務修習の他に修習生が試験のため準備される研究グループ「Arbeitsgemeinschaft」に参加しなければならない。

各州法により、養成教育は、その教育の一環として労働裁判所、行政裁判所、財政裁判所もしくは社会裁判所において行う可能性もある。修習生には国費から給費が支給される。給費の額は、各州法に規定されており、州毎に若干金額が異なるが、概ね月額900～1200ユーロ程度である。給費は公務員の給与の増加率を考慮して定期的に調整されている。また、弁護士修習期間中は、これに加えて、事務所から給与が支払われることもあるが、修習生は修習期間中のアルバイトも可能である。第2次試験のために予備校を利用する人は、法学部の学生ほど多くないようであるが、中には月額200～300ユーロを払って予備校に通う者や、通信による答案練習（月50ユーロ程度）を受ける者もいる。

修習期間後、通常7～8の5時間の試験と口頭試験で構成されている第2次国家試験がある。試験では、研修生弁護士にファイルが渡され、判決書や起訴状、準備書面などを作成しなければならない。試験の内容は、民法、刑法、公法の中心的部分と欧州法との関係などであるが、法律家として実務

---

13) 行政官庁修習では大学法学部及びシュパイヤーの行政官養成校、また大使館や外国向け商業会議所で行う可能性がある。

を行う面に重点を置くため、手続法に特に焦点が当てられる。試験は、第1次試験と同様、各州の司法試験事務局が所管し、試験方法や内容も各州が決定する。そのため、試験内容には各州ごとに様々な違いが見られる。試験の筆記試験は、最も早い場合には養成教育期間が1年半、もっとも遅い場合でも21ヶ月目に行われるものとする。それは、少なくとも、養成教育機関における養成教育と関連する。各州法が、監督下で行われる試験のほかに、自宅で作成するものを予定している場合には、その提出は最後の養成期間での養成教育が終了した後でなければならないと定めることができる。試験においても、口述試験「mündliche Prüfung」と質疑応答「Prüfungsgespräch」、口頭弁論「Aktenvortrag」を使い分ける。口頭弁論で事案「10～12ページを含む法廷ファイル」が1時間で準備され、10～12分の間に結果を講説しなければならない。ドイツ連邦司法庁によると、現在の合格率は、概ね75～80%程度である。司法試験における試験の種類と成績評価に占めると、表4のようになる。

表4 2次国家試験における試験の種類と成績評価に占める比重の概観

	試験の種類	種類ごとの比重
バーデン・ヴュルテンベルク	- 筆記試験8問	70%
	- 口述試験	30%
	「口頭弁論6%、質疑応答24%」	
バイエルン	- 筆記試験11問	75%
	- 口述試験	25%
ベルリン	- 筆記試験7問	60%
	- 口頭試問合計	40%
	「口頭弁論16%、質疑応答24%」	
ブランデンブルク	- 筆記試験7問	60%
	- 口頭試問合計	40%
	「口頭弁論16%、質疑応答24%」	
ブレーメン	- 筆記試験8問	70%
	- 口述試験	30%
	「口頭弁論8%、質疑応答22%」	



ハンブルク	- 筆記試験 8 問	70%
	- 口述試験	30%
「口頭弁論 8 %、質疑応答 22%」		
ヘッセン	- 筆記試験 8 問	60%
	- 口述試験	40%
「口頭弁論 10%、質疑応答 30%」		
メクレンブルク・フォアポメルン	- 筆記試験 6 問	2/3
	- 口述試験	1/3
「口頭弁論 1/6、質疑応答 5/6」		
ニーダーザクセン	- 筆記試験 6 問	60%
	- 口述試験	40%
「口頭弁論 12%、質疑応答 28%」		
ノルトライン・ヴェストファレン	- 筆記試験 8 問	60%
	- 口述試験	40%
「口頭弁論 10%、質疑応答 30%」		
ラインラント・プファルツ	- 筆記試験 8 問	70%
	- 口述試験	30%
「口頭弁論 6 %、質疑応答 24%」		
ザールラント	- 筆記試験 7 問	70%
	- 口述試験	30%
「口頭弁論 10%、質疑応答 20%」		
ザクセン	- 筆記試験 8 問	66.66%
	- 質疑応答	33.33%
「口頭弁論 6,66 %、質疑応答 26,66%」		
ザクセン・アンハルト	- 筆記試験 8 問	60%
	- 口述試験	40%
「口頭弁論 10%、質疑応答 30%」		
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	- 筆記試験 8 問	70%
	- 口述試験	30%
「口頭弁論 8 %、質疑応答 22%」		
チューリンゲン	- 筆記試験 8 問	65%
	- 口述試験	35%
「口頭弁論 7 %、質疑応答 28%」		

これで各州の2018年度2次国家試験合格者を見ると、次のようになる。

州名	試験参加者合計	合格者合計	女性枠(人)	女性枠(%)
バーデン・ヴェルテンベルク	928	852	459	53.9
バイエルン	1,666	1,439	890	61.8
ベルリン	804	700	383	54.7
ブランデンブルク	229	178	110	61.8
ブレーメン	57	46	26	56.5
ハンブルク	318	301	131	43.5
ヘッセン	903	830	481	58.0
メクレンブルク・フォアポメルン	44	39	20	51.3
ニーダーザクセン	575	512	314	61.3
ノルトライン・ヴェストファーレン	2,265	1,893	1,096	57.9
ラインラント・プファルツ	314	281	172	61.2
ザールラント	83	75	43	57.3
ザクセン	286	263	90	34.2
ザクセン・アンハルト	63	55	33	60.0
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	371	302	175	57.9
チューリンゲン	68	63	39	61.9
計	8,974	7,829	4,462	57.0

## 7. ノルトライン・ヴェストファーレン州の 2020年の法曹養成改革法案

NRW 州法務省は2020年6月に2003年の法曹養成制度改革から17年間手つかずのままだった法曹養成法に関して改革案を盛り込んだ法案を発表した。法案は82頁で構成され、基礎学習から中間試験、重点領域学習から両方国家試験まで改正を規定される。しかし、計画されている改革は、試験方法を変更するや NRW 州の法曹養成水準を高めるだけでなく、法曹教育が完了する方法にも影響を与えることになる。

法案の理由による「NRW州は、ドイツ裁判官法第5d条第2項に基づき、法曹試験における試験要件と成績評価の均一性を確保しなければならないとされていることから、機会均等の原則と現代的で持続可能な司法修習の現在および将来の要件を均等に考慮することにより、法曹修習と試験の設計に与えられた余裕を引き続き活用している。また、弁護士の仕事の世界では益々変化がある。EU法と法律学は、生活のあらゆる分野に影響を与え、法律関係の国際性は常に高まったり、デジタル化が進み、個人に新しいスキルを必要とするだけでなく、生活のほとんどすべての分野に持続的な影響を与えており、必然的に法律、その適用、執行に影響を与えている。これらの状況のすべては、次世代の法曹に特定の程度の適応性、創造性、個性、国際性、機動性を求めている。将来を見据えた法曹教育は、この点を考慮しなければならない。研修や試験の規定を批判的に見直し、必要に応じて、それらを適応させたり、簡略化したりする時期に来ている」<sup>14)</sup>。

法曹教育の内容的改正として法案では、EU法が重要視されているので必修科目で含まれるようにする旨の規定が新しく追加されている。この関連して、法学に関する外国語教育を促進し、Key Qualificationを高める学生の法律相談や国際的な手続きシミュレーション「ドイツ語や外国語で行う模擬裁判やMoot Court等」への参加が奨励される予定もある。また、学生が法律研究にさらに関与するためにインセンティブが計画される。例えば、ドイツで増えているリーガル・クリニック「ドイツではLaw Clinicと呼称される、法学学生からリーガルアドバイスが行われる場所」に一定以上の回数参加した学生は、上記に説明されたFreischussのように再度試験に参加することができる。また、3ヶ月の実習「大学教育中のインターンシップ」は変更される。NRWでは現在の司法や法務部や行政の6週間の2部制の代わりに、実践的な学習時間を4週間ずつ3部制に分割することが認められる。法案に

---

14) Zweites Gesetz zur Änderung des Juristenausbildungsgesetzes Nordrhein-Westfalen, Referentenentwurf der Landesregierung, Vorlage 17/3924, 2020年6月22日、2頁。

よると、学生はまだ司法または法務部門や行政の管理で2つの部分を完了する必要があるが、3番目の部分については、そこに「適切な実習が保証されている」ことを条件に、学生は自分の興味に応じて実習を決められるようになる。その上、中間試験の要項が変わり「例えば、中間試験の必要な必修科目等」、全州一律の成績の枠組みが作られる予定もある。法の倫理的基盤を意識し、法的行為を批判的に反映させる能力が高まるために対策があり、また法学の枠内で少なくとも5つの授業外の起案を作成しなければならないと規定もある。試験に関しては、法案では筆記試験の価値が適度に上がり、口述試験の価値が適度に下がるようになる規制が入っている。実務教育に関しては弁護士事務所では修習期間は10ヶ月から9ヶ月に短縮され、選択期間を3ヶ月から4ヶ月に延長するようになる。また、裁判所の修習が専門裁判所「労働裁判所、社会裁判所、行政裁判所、金融裁判所」で行うことができる定めも導入される旨がある。したがって、修習生は、必ずしも通常の裁判所で5ヶ月を過ごす必要はないが、望む場合は労働、社会または金融裁判所で2ヶ月までの経験を得るために許可される。上記で述べたように現在、本法案は専門家協会や学生組合などのため審議が行われる。発効されるかどうかは、まだ正確には予見がない。

ドイツ連邦弁護士会「Deutscher Anwaltsverein、以下 DAV 言われる」が NRW 州の法曹教育法改革法案を「特に模擬裁判またリーガル・クリニックについて」原則として確認した<sup>15)</sup>。しかし、法案では実務修習を繋がる研究グループ「Arbeitsgemeinschaft」期間が500時間から将来的には550時間に引き上げる予定に対して批判がある。DAV の意見では、実務修習は基本的に大学卒業生を法曹界での準備を目的とする。現在の法曹教育制度の下では実務修習は大学教育と大きな違いがないが観察され、修習生は研究グループ、

---

15) Stellungnahme des Deutschen Anwaltsverein (DAV) und des Landesverbandes Nordrhein-Westfalen zum Entwurf eines zweiten Gesetzes zur Änderung des Juristenausbildungsgesetzes Nordrhein-Westfalen, Oktober 2020, 5 頁。

試験コース、また予備校に行く。そのため、研究グループ期間を引き上げる場合は、実務修習の目的に逆行するという意見がある<sup>16)</sup>。また、NRWの法曹教育改革法案では最近コロナ危機状況によって関連するデジタル化のため考慮しないと言う批判があった。コロナ危機が生活の様々な分野でデジタル化が加速され、多かれ少なかれ歓迎されている。この内、法曹教育も例外ではない、学生も先生もオンライン授業に慣れてきた。講義やセミナー等は造作なくデジタル「オンライン方法」で行われる可能性があるが、試験に関しては、すべての試験がオンラインで受けることができるわけではないからである。

他方では、オンライン試験が、2021年3月4日のミュンスター高等行政裁判所「Oberverwaltungsgericht Münster」判決で見られるように困難である<sup>17)</sup>。本判決では、ハーゲン通信大学「Fernuniversität Hagen」のコロナ危機のため改革された試験規則に対して法学部学生による司法審査の緊急申請が却下された。この大学は通信大学であっても、セミナーや試験が一般的に対面式で行われる。コロナ危機のため、改革された試験規則による、在宅で試験を受けられる可能性を導入した。その場合は、受験者が試験中ビデオ「360度カメラ」および音声を通して監督されるものとし、モニター画面の表示だけでなく、映像や音声の接続も録画して保存され、異常がなければ、試験終了後に資料を削除される。試験日は3月8日だった。原告はビデオ監視を反対しなかったが、録画は基本データ保護に違反していると言う理由を応じて反対した。裁判所は、緊急申請において合法性を明らかにすることができなかったため、この申請を却下しました。試験の機会均等を確保し、不正行為を防止することが大学の義務であるので、証拠保全のための記録は適切かつ必要なものである。

---

16) Stellungnahme des Deutschen Anwaltsverein (DAV) und des Landesverbandes Nordrhein-Westfalen zum Entwurf eines zweiten Gesetzes zur Änderung des Juristenausbildungsgesetzes Nordrhein-Westfalen, Oktober 2020, 8頁。DAVの他の批判のは、この法案ではオンライン試験「E-試験、電気試験」に関する規定がない事である。

17) OVG Münster, 2021年3月4日、照会番号 14 B 278/21 NE。

## 8. おわりに

ドイツにおける法曹教育制度は、紹介したように、2階層制度であり、大学教育と実務教育にわかれる。大学教育は第1次国家試験で、実務教育は第2次国家試験で終了される。日本における法曹教育と司法試験制度は、英国やアメリカのような法科大学院「Law School」制度を導入したのみで、法科大学院制度を支えている最も重要な要素を看過しているように思われる。原則としては、法科大学院を卒業すると、司法試験を受験する前に、まず裁判所、検察庁あるいは弁護士事務所に採用となる。そこで、現場で実務修習を受けつつ司法試験を受験するということである。日本法曹教育制度ではこのような手続がない。他方、半端に司法修習を残すのみで、実務訓練を法科大学院に期待しているという奇妙な制度である点で、ドイツ寄りの制度とも言えない。いわば両者の短所を集めたようなものとなっているそうである。

しかし、ドイツの法曹教育制度も推移中である。NRW州の法曹教育改革法案の例に見られるように、17年以上に渡った法曹養成制度改革の後に、模擬裁判や Moot Court、リーガル・クリニック「Law Clinic」、実習の延長等のため、大学教育で実践的な関連性の導入されることが見える。しかし、2階層制度から脱却する気はない。この点では、ドイツの法曹教育制度は、今後いわゆる法曹一元「Einheitsjurist」にとどまることになる。最後に、1959年から2018年までに司法試験及び2次国家試験合格者の概観は表5のようになる。

表5 司法試験及び2次国家試験合格者の概観

年	司法試験	2次国家試験	年	司法試験	2次国家試験
1959	3,153	2,308	1991	7,508	7,522
1960	3,400	2,173	1992	8,411	7,555
1961	3,283	2,142	1993	9,781	7,796
1962	3,305	2,306	1994	10,127	8,359
1963	3,150	2,631	1995	11,380	10,653
1964	2,792	2,845	1996	12,573	10,689
1965	2,698	2,919	1997	12,393	9,761
1966	2,850	3,109	1998	12,153	10,397
1967	3,088	3,636	1999	12,099	10,710
1968	3,465	3,401	2000	11,893	10,366
1969	4,284	2,960	2001	11,139	10,697
1970	3,712	2,758	2002	10,838	10,330
1971	3,532	3,000	2003	9,565	9,722
1972	4,359	3,243	2004	9,655	9,639
1973	5,132	4,096	2005	9,015	9,400
1974	4,887	5,043	2006	9,903	8,573
1975	4,326	5,353	2007	10,696	8,351
1976	3,496	5,373	2008	7,865	8,345
1977	3,857	4,713	2009	8,319	9,347
1978	4,324	4,104	2010	7,976	8,358
1979	5,090	3,707	2011	7,924	7,568
1980	5,750	4,123	2012	7,646	7,711
1981	6,158	4,653	2013	8,148	7,491
1982	5,592	5,149	2014	8,185	7,529
1983	5,535	5,649	2015	8,314	7,462
1984	5,854	4,576	2016	9,353	7,460
1985	6,015	5,265	2017	9,722	7,563
1986	7,082	5,616	2018	9,338	7,829
1987	6,951	5,874			
1988	7,927	6,267			
1989	8,020	6,129			
1990	8,127	6,853			